

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第8回）

日時：令和2年2月18日（火）午後1時30分～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

— 会 議 次 第 —

- 1 環境影響評価書案に係る総括審議
東金町一丁目西地区市街地再開発事業
- 2 特例環境配慮書に係る質疑及び審議
多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目）建設事業 【1回目】
- 3 その他

【審議資料】

資料1 「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」

資料1-1 「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」部会審議質疑応答

資料1-2 「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」に係る都民の意見を聴く会における公述意見の概要

資料1-3 「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について（案）

資料2 「多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目）建設事業」特例環境配慮書に対する都民の意見書及び計画段階関係市長の意見

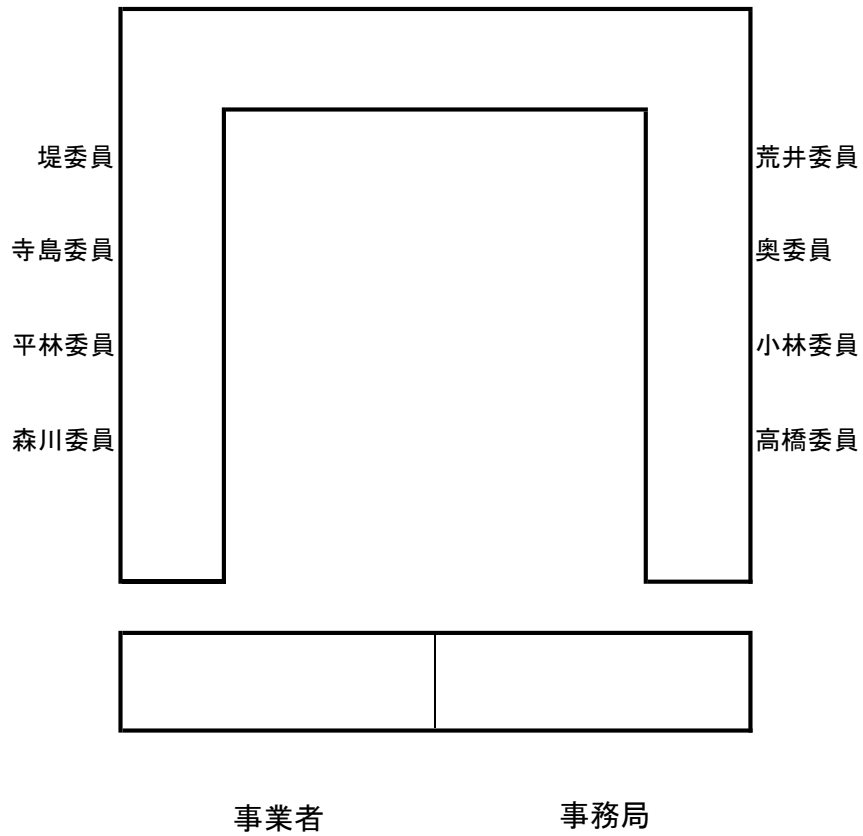
令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会 座席配置

日時：令和2年2月18日（火）午後1時30分～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

審
議
会
会
長
柳
委員

第
一
部
会
会
長
齋
藤
委員



「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案
部会審議質疑応答

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|------|----|--|--|----------------------------------|
| 大気汚染 | 1 | 大気汚染について、建設機械の稼働によりある程度の寄与が予測されている。三期工事などは集中して工事を行うことがうかがえるが、特に二期工事は工期も長く、病院など配慮すべき施設もあることから気になっている。予測の手法として大気汚染物質の排出量が最も多い時期を基に1年間の予測をしているのだと思うが、予測に反映しなかった環境保全措置で更に工夫ができそうなどころはあるのか。 | <p>環境保全の措置については、評価書案の155ページに、予測に反映した措置と反映しなかった措置に分けて記載している。</p> <p>三期工事については、範囲も狭く作業の安全を確保しながら行うこともあり、予測より建設機械は少ないのではないかと思うが、最大影響を予測するという観点から、こういった示し方をしている。</p> <p>ただ、予測に反映しなかった措置として、排出ガス対策型建設機械で二次基準、三次基準対応機械の可能な限りの採用ということを記載しており、実際の工事で二次基準を採用できるものがあつたり、三次基準を採用できるものがあつたりということとなると思うが、今後検討しながら、極力、これらの対策については十分配慮していきたい。</p> | 11/22 部会にて回答済み 総括審議事項へ |
| | 2 | 都民の意見にもあつたが、工事の完了後、現況では狭くほとんど車が通らないところを中心に車両が入り出りするよう計画になっている。その対応について具体的に教えて欲しい。 | <p>現在行き止まりの道路に出入口をつくると、現況ではほとんど車が通らないところに多く車が走り、大気汚染や騒音・振動が心配であるという意見をいただいているが、交通シミュレーション等を行い、滞留は発生しない結果を得ている。駐車場待ちについても、見解書48ページの図のように引き込みを地下に誘導し、駐車場ゲートの処理能力を含めて計算を行い、車が滞ることはないという結果になっている。オープン時やセール時には車両が増える可能性はあるが、誘導員等の配置により円滑な交通誘導や、路上駐停車を極力防ぐよう、地元の心配をできるだけ払拭できるようにしたい。</p> | 12/19 部会にて回答済み |
| | | 駐車場待ちのキャパシティはあっても、歩行者の通行時には車を止めることで渋滞にならないか。 | <p>建物は4mほどセットバックするので、余裕を持った歩行者空間はとられている。出入りに関しては歩行者との一時的な見合いの関係で止まることはあると思うが、多くの歩行者が通行することによる車の滞留は起こらないと考えている。</p> | |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|-------|----|--|--|-------------------------------------|
| 騒音・振動 | 1 | <p>地点④と⑦で騒音の予測値の一部が環境基準値を上回っている。これらの地点はもともと環境基準値ギリギリか又は上回っている地点であるため、環境基準値を上回る予測になるのは仕方ないと思うが、特に配慮した対応が必要だと思う。</p> | <p>地点④と⑦はもともと環境基準ギリギリか超えている場所だが、ここを通らざるを得ない事情もある中で予測をしている。環境基準を上回る結果だが、営業中である現店舗の車両台数を現況交通量として今回の計画分を上乗せしているため、台数としては多く設定している形になる。</p> <p>工事用車両についても、天候不順等で台数が増加する傾向があるため、これを考慮して3倍程度に多めに設定しているのが実情である。</p> <p>今後、工事計画の詳細検討を行うことにより工事用車両の集中を避けたり、走行経路の分散を図る計画である。完了後についても納品車の集中納品を避ける、積載率の向上により台数の削減を図るなど、対策を十分検討して配慮していきたい。</p> | <p>11/22部会にて回答済み</p> <p>総括審議事項へ</p> |
| | | <p>基準をオーバーしているところは太字で下線を入れるなど、明確にした方がよい。そのことについてしっかりコメントすることで、住民にも安心していただけたと思う。</p> | <p>表現については工夫して分かりやすいようにしたい。</p> | |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|-------|----|---|--|----------------------------------|
| 騒音・振動 | 2 | <p>工事用車両の出入口が幹線道路から住居地域に入り込んだところにあり、特に三期工事の出入口はかなり入り込んでいる。これらの出入口付近ではベースになる騒音レベルが幹線道路沿線に比べて低いと推測されるので、工事中に環境基準値を超えることは無いと思うが、日常的な騒音レベルよりは高くなると考えられる。元々、幹線道路沿線と比べて静かな地域であることを考慮すると、騒音レベルの少しの上昇でも苦情に繋がる可能性がある。また、二期、三期工事の出入口付近は道路幅も比較的狭く、近くには病院もある。地域との密なコミュニケーションを欠かさないとともに、資材運搬の集約化・効率化、丁寧な走行など、適切な配慮をお願いします。</p> | <p>三期工事は狭い範囲の中で工事が集中する形であるが、実際はこの範囲で一度に工事ができるというわけではないと考えている。</p> <p>ただ、特に解体時は工事がまとまった形になると思うので、周辺とのコミュニケーションをとりながら極力集中しないよう配慮に努めていきたい。</p> | 11/22 部会にて回答済み |
| | | <p>第三期工事の出入口が一番奥まった場所で、道路幅が狭く、滞留のような問題が起こり得ると思うが、対応は如何か。</p> <p>この第三期工事の部分に関しては、近隣に病院等もあるので、その点は十分に配慮していただきたい。</p> | <p>三期工事についても、非常に狭い範囲の中で工事を行う。評価書案の193 ページに三期工事の建設機械の配置図を示しており、192 ページの二期工事と比べると大分密集度が違うが、実際は建設機械を一度に多く動かせるわけではなく、ある程度安全に余裕を持って動かすので、今の図は少し過剰な配置にはなっている。しかし、必要な建設機械の稼働や、工事用車両の出入りがあるので、台数を時間帯に応じて配分し、朝の通勤時等に集中しないようにするとともに、出入口に誘導員を配置して、地元で迷惑がかからないように配慮を進めていきたい。</p> | 12/19 部会にて回答済み 総括審議事項へ |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|--------|----|--|--|---------------------------|
| 騒音・振動 | 3 | <p>アセスメントの面では問題無いが、評価書案の書き方の点から、建設機械の稼働に伴う振動レベルの予測コンター（図 8.2-14～16）について確認させて欲しい。図 8.2-16 では、5 dB 減衰するのに要する距離が、振動源に近い地点では短く、遠い地点では長くなっているが、図 8.2-14 と図 8.2-15 では、振動源に近い地点と遠い地点での差が明確ではないように見える。予測式が対数項と線形項（一次式の項）を含むことを考慮すると、図 8.2-16 の予測コンターに表れている特徴が正しいように思える。他の 2 図に同じ特徴が表れていないのは、図示した結果として、そのように見えてしまっているだけか。</p> | <p>振動の予測に用いた距離減衰式は、理論減衰と言われる log の式の部分と、内部減衰係数という地盤の内部定数による減衰の部分とで構成されており、これらの合成で予測される。減衰が対数的というのは理論減衰 log の式の部分であるが、これにプラスされる内部減衰係数の部分は直線的に減衰し、これを合成してコンター図を描いてみると、近くでは短く、遠くでは長くなるという対数的な減衰の特徴が、振動の式の場合は表れにくい。</p> <p>また、振動は 1 つの振動源ではなく個々の建設機械の合成で予測しており、一期、二期、三期工事とも個々の建設機械の配置やレベルが異なるものを合成しているため、結果のコンター図に対数的な変化が表れにくいということもある。</p> <p>その中で三期工事は、より狭い場所に建設機械が集中して配置されているため単振源に近く、見た目上に対数的な変化が表れたと考えられる。一期工事、二期工事も多少は対数的な変化が表れているのだが、見た目では判断がつかず、同心円のようになっている。そのような状況で差が出てくると考えている。</p> | 11/22 部会にて回答済み |
| 地盤・水循環 | 1 | <p>見解書 53 ページの「水循環」に関し、この地域は軟弱地盤で過去に水害もあり、そのことを懸念される場所なのかと思う。評価書案の 10 ページ「水循環」に、工法でディープウェルを使う、また必要であればリチャージ工法を使うという記述で、工法でも工夫をするという書いているが、見解書にはその工法の工夫が書いていない。多分工事中に急激に地下水が変わることで傾くことを懸念されているような意見かと思うので、ぜひ工法も工夫してきちんと対策することを書いていただくとよりよいのではないかと思う。</p> | <p>今後、保全措置や評価書の中でもう少し具体的に丁寧に回答できる部分については対応していきたいと考える。</p> | 11/22 部会にて回答済み 総括審議事項へ |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|----|----|--|--|---------------|
| 日影 | 1 | <p>日照権は、特に都市に住んでいる都民には健康にも影響を与えるとても大事なことだと思う。見解書の54ページにも都民からたくさん意見が出ている。基本的には一年で影が一番長くなる冬至日を想定して、例えば何時間日影になるかを本編 321 ページに色別で描いている。これを見ると、影が大きい範囲に広がっていて、これは冬のあくまで晴天時の想定なので、天気が悪いと太陽が入らないということもあり得る。実際に生活している方から見ると、これよりもっとしんどい日照条件になる可能性がある。</p> <p>この地域は商業区分のため高い建物を建てられないわけではないのだが、その周辺に住んでいる都民の健康にも気をつけていただきたい。冬至の影の時間を見るとやはり大きな影響で、冬至日はどうしても日影になる時間が長くなるので、このように日照が保証できない時期は一年のいつからいつまでの間になるかということが気になると思う。そういう正しい情報を、都民に、特にこの辺の周辺に住んでいる方に説明する必要がある。事業者の見解は、冬至だけではなく夏至、春秋分の日についても描いて見せるということだが、これはもう既に描いているのか。</p> | <p>冬至以外の日影図は作成している。今回は環境アセスの中での説明だが、今後近隣の方には何回か説明する機会があるので、その時にまた、こういう形になるということを踏まえて十分な説明と真摯な対応を図っていきたい。</p> | 11/22部会にて回答済み |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|----|----|--|---|-----------------------|
| 日影 | 2 | <p>近隣の方に説明するときには、例えば1年の中でいつからいつまでは日照が少なくなるということでは終わりではなく、それを解決するために、他に対策を提案する方法で、もっと近所の方の理解を得ることが必要ではないか。建物の場所等を変えることはできないので、このような時期には外に出て十分な日照を浴びられるようにするなど。どの場所を利用してそれを満足するようにする、それくらいの提案をしたほうが近隣の方は納得するのではないかと思うがどうか。</p> | <p>日影になる時間や季節については、日影図等を用いて丁寧に説明をしたい。</p> <p>また今回建築する高層の建物は、現在の道路際からセットバックさせることによって十分な空間を設け、緑を設けるという形も検討しているので、日影になってしまう部分、時間について、代償となるような公園のようなものを設けることで、皆様に御利用いただければ、一部なりともそこは貢献できるのかなと考えている。そのようなことを地元に対して丁寧に説明していければと考えている。</p> | 11/22 部会にて回答 済み |
| | | <p>検証できるような形で情報をしっかり明記していただくこと、また分かりやすくやっていただくことが重要かと思う。「日照」のところはアセスとしては最悪の時点の予測だが、生活をする人としてはその一瞬、その日だけではないので、年間の情報も順に開示してくださいということで、ぜひよろしくお願ひしたい。</p> | | |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|----|----|---|--|---------------------------------|
| 日影 | 2 | <p>代償となる緑や公園のスペースをどこにどの程度確保していくのか、評価書案には具体的に書き込まれていないように思う。緑化基準を確保する以上に、代償措置になるようなものを考えているか。</p> <p>緑化基準や指針に基づく「みどりの計画書」の策定は、やらなければいけないことをやっているだけの話で、それ以上、日影に対する懸念や不安を払拭するような積極的な措置を講じようということではないのだろうと思う。</p> <p>法令を遵守した建築計画なので、日影についても特にこれ以上の配慮が法令上求められているわけではないが、影響を受ける方たちに対してもう少し積極的な対応を考えられるのであれば、ぜひお願いしたい。</p> | <p>緑化は基本的に基準を満たすものとして、評価書案 41 ページに緑化計画を、42 ページにイメージ図を掲載している。そのほか資料編 149 ページに「みどりの計画書」を掲載した。みどりのネットワーク、建物配置の考慮、セットバックを設けることなどを記載しており、例えば資料編 152 ページに、みどりの空間の配置計画として、緑をつなげ、緑の広場やにぎわいのつながりを設ける計画を整理しているので、その部分はこのような対応をしていると考えている。</p> <p>基本的に法令に従ってやることではあるが、保全措置等については、地元の方々へ御理解いただくよう、事前に説明の機会や十分な話し合いの場を設けて、地元の方優先の考えで対応していきたい。</p> | 1/14 部会にて回答済み 総括審議事項へ |
| | | <p>資料編 152 ページにある屋上緑化や壁面緑化自体はいいことだと思うが、日照に対する代償としての緑あるいは公園のあり方を提案していただければと思う。</p> | — | |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|-----|--|---|----------------------------------|-------------------|
| 風環境 | 1 | 本編 347 ページに計画地近傍における風の風配図がある。平均風速 1m/s 以上と 5m/s 以上のものが描かれているが、この平均風速は 10 分間の平均風速でよいか。 | 気象庁のデータに基づいており、10 分間という形になるかと思う。 | 11/22 次回部会にて回答 |
| | | 気象庁だと 10 分間や 1 時間といういろいろな時間置きデータがあるので、もう一度確認していただきたい。 | 【回答】 10 分間の平均風速である。 | 12/19 部会にて回答済み |
| | 風洞実験で使った風速と風向について教えていただきたい。どのような大きさの風速で実験を行ったか、記述がなかったので確認したい。 | 資料編の 358 ページに風洞実験の概要を記載している。 足立区の綾瀬測定局のデータの風向、風速に関して、現地の高さまでのものを使って風洞に流してということになるが、具体的な数字は確認したい。 | 11/22 次回部会にて回答 | |
| | 風洞実験で得られるのは風速比である。上空の風に対して地上レベルではどのくらいの風か、この比は変わらないとして、例えば上空が 5m だったら、その比率を掛けて地表の風速を想定している。このため、そこに使われていた上空の風速を知りたい。 | 【回答】 風洞実験時の風速は、風洞床上 800mm の高さで 10m/s 弱である。風向は、16 風向 (22.5° 間隔) である。風洞内の気流は、地表面粗度区分Ⅲを採用しており、資料編 p. 359 の図 2.6-5 のような鉛直分布となっている。 | 12/19 部会にて回答済み | |
| 2 | 見解書 55 ページの「事業者の見解の概要」に、風洞実験を行って適切な防風対策を施し、計画地周辺の全ての地点において領域 B (低中層市街地相当) までの風環境となるようにすると書いてあり、また、本編 357 ページに領域 B というのはどういう条件かと具体的に書いてある。上空がどのような風速で実験したのかを明らかにしないと、なぜ歩行者レベルで累積頻度 55% の風速が 1.8m/s 以下を満たせるのかが分からない。それをはっきりしていただきたい。 | 足立区綾瀬測定局の観測高さ相当の風速を 1.0 としたときの各測定点の風速比の一覧表を資料編 p. 362~368 の表 2.6-5 に、風向別風速比の図を資料編 p. 369~381 に示している。 | 総括審議事項へ | |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|-----|----|--|---|-------------------|
| 風環境 | 2 | 資料2の16ページ、「風環境」2番の事業者回答に「足立区綾瀬測定局の観測高さ相当の風速を1.0としたときの各測定点の風速比」とあるが、測定点の風速比は、風洞実験から得られた評価対象地点の風速と足立区綾瀬測定局の観測高さ相当の風速の比なので、足立区綾瀬測定局の観測高さ相当の風速が分からないと、各測定点の風速比が算出できないと思う。測定点の風速比を算出する際に、流入風の鉛直分布での足立区綾瀬測定局の測定高さ相当の風速を基準点風速として用いているか。 | <p>予測は、これまで実績のある実験場の中で実験し、数値の解析もこれまでの事例と同じく実験をしているので、通常の風速比に対応する風向を流していると考えられる。再度確認の上、次回回答する。</p> <p>【回答】 ご質問のとおり、足立区綾瀬測定局の測定高さ相当の風速を基準点風速としている。</p> | 12/19 次回部会にて回答 |
| | | 実験のほかに数値解析も行っているということか。 | <p>風洞実験をメインに考えているが、数値解析の有無についてはアセスとは別にやっている可能性もあるので、再度確認する。ただ、実績として、風洞実験も数値解析も経験の多い実験場でやっているの、数値としての確からしさは十分あると考えている。</p> <p>【回答】 予測・評価は風洞実験により行ったが、傾向把握として数値解析も行っている。</p> | 1/14 次回部会にて回答 |
| | | 資料編 360 ページの風速比について、今の記述は間違いではないが少し理解しにくい。実際にどのように風速比を計算しているのか、具体的に例を挙げて書いたほうが分かりやすい。 | <p>事例を踏まえて説明していく中で、分かりやすくなっていくと思う。住民の方に分かりやすい図書にしたいので、検討し、できる限り修正を加えていきたい。</p> | 1/14 部会にて回答済み |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|-----|---|---|--|---------------|
| 風環境 | 3 | <p>都民や歩行者の方から、高い建物が無い今の状況でも既に風環境に関する苦情が出ている。今後150mという非常に高い建物を建てるので、風環境は現状より悪化する確率が高い。このため、予測が評価を満足しているように都民の方に説明するのは良くない。単なる対策をしっかりとしているということだけでは不十分であり、まずは現状の風の状況をしっかりと説明した上で、こういう対策でこれぐらいの改善が見られるとしないといけない。</p> | <p>現況の説明が不足している部分については、今後厚い説明を加えていきたい。</p> | 11/22部会にて回答済み |
| | | <p>1.8m/sを超えない風速が55%と評価しているため、1.8m/sを超える場合が45%あることを示すと、少し風が強くなることへの苦情が抑えられると思う。</p> | — | 1/14総括審議事項へ |
| | 4 | <p>この予測結果は竣工の何年か後だと思うが、最近では異常気象によって風が強くなっているため、今の段階で領域Bをクリアしたとしても、将来もっと強い風が吹いた時は、必ず今より結果が悪くなる。都民の方はこういうことは知らないで、説明を受けたときには領域Bを満たしていても、実際の生活では風が強く、それに関する苦情が建設後でも出る可能性が高いと思っている。その時に対策しようとしても手遅れになっているので、こういう点を都民の方にしっかりと説明できるようにしていきたい。</p> | <p>使用する風は過去10年分の測定結果で、異常年を確認した上での風洞実験のため、今後の風であればまたそういう要素も出てくるかもしれないが、その辺もまた考えられる部分については検討したい。</p> <p>最終的には事後調査という形で完了後に調査をするので、そのときに例えば領域を超えている部分が確認されれば、更なる追加対策を行うことは考えられる。そのような対応で今後十分検討していきたい。</p> | 11/22部会にて回答済み |
| 5 | <p>防風対策として樹木を植えるが、日射が不十分だと植物の成長にも影響があるので、植物の種類を考えて植えたほうがよい。</p> | <p>評価書案42ページに緑化のイメージ図を載せている。樹種は、風に対するものは常緑を用い、陰になる部分には日照時間等の影響を受けにくいものを、これまでの実績をもとに選択する。今後具体的に事後調査等の中で明らかにし、将来的にも樹木に対する影響が少ないような対応をしていきたい。</p> | 1/14部会にて回答済み | |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|--------|----|---|---|-------------------|
| 史跡・文化財 | 1 | <p>評価書案に当該地に指定・登録文化財はないと記載されている。金町駅北口に東急ストアと公団が、その後スーパーができたころはまだ埋蔵文化財の発掘等は行っていないと思う。理科大や新しいマンションが続々と建っており、区が試掘や立ち会いを行ったと思うが、そのときも含めて出ていないと理解してよろしいか。区の担当に確認し、文化財はないという返事があったということか。</p> | <p>今のところ既存資料をもとに確認しており現時点ではないと判断できているが、工事実施前に文化財保護法に基づく試掘等を行いながら建設工事を行うので、発掘された場合には、所定の手続をもとに対応していくと考えている。</p> | 1/14 部会にて回答済み |
| 温室効果ガス | 1 | <p>温室効果ガスの電気やガスの使用量について、電気は随分多いが、実際には電気を熱として使っている、つまり冷暖房で使うことがあると思う。末端で熱利用しているか、電気として使っているかという解析はなされているか。</p> <p>以前、現地に行ったときの話では、空調を個々でされるということで、大変もったいないと思っている。こういうところは熱利用が相当多いと思うので、発電後の排熱を利用する余地がすごくあるはずだと思う。話し合いの中で限られたところしかできなかったということではあるが、温室効果ガスの排出抑制という意味では非常に重要なことであるし、国としては当然ながらネット・ゼロ・エネルギー・ビルという考え方もしているため、そのような考え方をできるだけ反映できるように取り組みをお願いしたい。</p> | <p>電気とガスの利用配分については、詳細な確認ではなく事例に基づくものを用いており、類似事例でのエネルギー使用量に、電気とガスの配分を掛け合わせて予測している。まだ詳細が決まっていないため、そういう設定で予測しているのが実情である。</p> | 11/22 部会にて回答済み |

| 項目 | 番号 | 指摘、質問事項等 | 事業者の説明等 | 取扱い |
|-----|----|---|--|---------------|
| その他 | 1 | <p>環境影響評価と直接関係ないかもしれないが、現地を見たときに自転車の数が多いと思った。新しく作ること、住んでいる方の分はあるということだが、駅の周辺に民間の駐輪場が沢山あり、自転車の数がとても多いと感じた。キャパシティ的に駐輪場を予測されてこういう設計になって、あふれているものを入れられるようになっているのか。</p> <p>今回、交通の面で意見が出ているようなので質問した。</p> | <p>評価書案の23ページ現況の航空写真の⑥番に公共の駐輪場が計画地内にある。これに対応させて公共駐輪場を計画している(25ページ配置計画図)。27ページの断面図に公共駐輪場(地下円筒形)を描いており、地下の駐輪場でキャパシティを持たせるような形にしている。駐輪場の計画は、本編52ページの表6.2-11に記載している。現況が地上式で約550台、これに対して今回の事業で約3,000台を設ける予定。これは周辺の葛飾区の開発等の関係もあり、台数が大分ふえる形にはなっているが、それらを差し引いた上で必要台数を設けている。届出による必要な分は、建物の附置の部分で満たす計画としている。</p> | 11/22部会にて回答済み |

「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」に係る都民の意見を聴く会
における公述意見の概要

| | |
|-----------|-------|
| 都民の意見を聴く会 | 公 述 人 |
| | 3 名 |

1 環境一般

今回の事業は 9 年間と異例の長期間の建設事業計画であり、周囲の環境に対する影響が大きく、長期間の影響やストレスによる人体への健康被害などが推定されるため、東京都、葛飾区は都民や区民の健康を害することのないようにする義務がある。通常の建築基準ではなく、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の基準に沿った対応が必須であると考えます。

2 大気汚染

- (1) 本事業による商業施設の駐車場出入口ができる場所には既存マンションの駐車場出入口があり、渋滞による危険や排気ガスの排出が考えられる。また、工事車両、特に大きいトラックの出入りによる影響を心配している。大気汚染が推定されるが、住民が長年住んでいることを考慮していただきたい。
- (2) 計画地の北側に有床診療所があり、入院や通院者に呼吸器疾患やぜんそくなど、大気汚染との因果関係が認められているような被害が生じることを大変懸念している。工事中、3m の壁やネット、散水で粉じんを防ぐとされているが、それのみでは防御できないのは明らかだ。診療所の構造設備基準では「採光及び換気を十分にし、かつ、清潔を保つこと」となっているが、9 年間に及ぶ工事期間に大気汚染が懸念された場合には、十分な換気、採光が阻害される可能性があると考えます。
- (3) 自動車教習所の運営に関して大気汚染や温暖化の対策が重要だと考えられるので、電気自動車の導入等、排ガスの影響がないような方法も要望したい。

3 騒音・振動

- (1) 工事はかなり長期間にわたっており、勧告基準以下でも健康被害が起きる

ことは十分に想定されるので、対応について明確にしていきたい。また、短期的にでも、ボーリング等により勧告基準を超えた場合には健康被害が起きる可能性がある。騒音を実測し勧告基準を超えた場合は、工事を即時に停止すること、また、勧告基準以下の騒音にするような措置をとるまでは再開しないことを確約していただきたい。

- (2) 計画地近傍には医療機関や保育園もあり、9年間の工事期間では影響が大きいと考える。長期間の騒音、ストレスにより健康被害を発症する可能性を懸念している。

4 地盤・水循環

調査箇所はかなり偏りがあり、計画地北側の住居に近い部分に関して調査が行われていないので調査を行ってほしい。もともと沼や川があったということを知っており、地盤が弱い地域だと思うので、建築による地盤沈下や不同沈下等も懸念している。もし影響が出た時は即時に工事を停止し、完全な防止措置がとられるまでは工事を再開しないことを確約していただきたい。

5 日影

- (1) 計画地の北側は商業地域に属しているが、住居として長年住んでいる人が殆どである。法令に基づいているとはいえ、日影による健康被害が出る恐れがあり、対応について明確にして頂きたい。
- (2) 完成イメージ図ではタワーマンションの影が教習所側に映っているが、方角を考えるとこの影の向きはあり得ない。このようなところが気になり、余計な不安を感じる。

6 電波障害

障害に対し一定年数の補償をするとされているが、一定年数とは何年かわからない。明確にしていきたい

7 風環境

- (1) 既存マンションの高層部は今でも非常に風が強い。恐らく風の調査は地上で計測されおり高層部について調べる手段はないかもしれないが、かなりの影響が心配である。
- (2) 適切な防風対策を行うとあるが、何が適切なかわからないので、全く不十

分である。どのような対策をしてどのように低減するのか、また、実測して低減しない場合はどうするのか明確にしていきたい。

8 廃棄物

既存建物にアスベストがあるのか分からないが、解体によるリスクを心配している。

9 事業計画等

- (1) 近隣における大学の学部増設やマンションの新築により通勤・通学者が増加する。さらに、本事業の施設ができると、理科大通りは人があふれ、より危険な状態になる。現在の計画では、これらを考慮した人の流れのシミュレーションが不十分である。タワーマンションが林立すると下水処理能力の問題による浸水被害や長期間の停電等台風被害が出現する可能性を憂慮している。マンション供給過多により避難勧告の際、避難所に入れない可能性もあり、この計画よりも、まず JR 金町西口改札の設置や、道路等インフラの整備が優先であり、それを前提とした計画を立てていただきたい。
- (2) この開発事業は、東京都景観計画や葛飾区環境基本計画と全く逆のものになっている。区民のための緑豊かな公園を設けることを提案する。防災にも役に立つと思う。
- (3) 既存横断歩道はカーブに差し掛かる見通しのよくないところにあり、以前より信号機の設置を警察にお願いしている。基準に合わず信号機を設置する場所ではないと示されているが、本事業による施設が出来ると話は変わってくると思う。
- (4) 通学路等工事中の歩道の確保がどのようになされているか心配だ。
- (5) 東金町一丁目西地区計画原案の提出を受け、区に反対意見書を提出したが、都市計画審議会の議事録ではそれに関する記述がなく、反対意見として取り上げられなかったと推測する。このような区に対応に強く改善を求めたい。

「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について（案）

第1 審議経過

本審議会では、令和元年6月26日に「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

計画地近傍には、医療施設、福祉施設など配慮すべき施設が存在し、工事期間も長く、建設機械の稼働による大気質への一定程度の寄与もあることから、環境保全の措置を徹底し、建設機械による影響のより一層の低減に努めること。

【騒音・振動】

- 1 工事用車両及び関連車両の走行に伴う道路交通騒音について、本事業による影響は少ないとしているが、現況において環境基準を超えている地点もあることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。
- 2 三期工事における工事用車両の出入口周辺は道路幅が狭く、二期工事完了後の関連車両の出入口も近接するため、車両の滞留が懸念される。この近傍には住宅や医療施設・福祉施設が存在することから、工事用車両の走行に当たっては十分に配慮すること。

【地盤、水循環 共通】

計画地は三角州及び旧河道に位置していることから、地下掘削等の実施に当たっては計画地周辺の地盤に適切に配慮すること。併せて地盤や地下水の状況について継続的な監視を確実にを行い、状況に応じた環境保全のための措置を徹底し、計画地及びその周辺における地盤変形等の未然防止に努めること。

【日影】

計画建築物の建設に伴い日影の影響を大きく受ける地域があることから、これらの地域の住民に配慮し、年間を通じた日影の状況を丁寧に説明するとともに、計画敷地に利便性に優れ快適に過ごせる空間を新たに創出するなど積極的な対応を検討すること。

【風環境】

予測において、防風植栽により風環境が改善されるとしているが、評価の指標では風速の累積頻度に基づいているため、領域Aや領域Bでも強風は起こり得ることから、予測条件、風速比の算出方法、評価方法等を詳細に記載するとともに、地域住民に十分な説明を行い、理解が得られるよう努めること。

また、良好な風環境を確実に確保するよう、環境保全のための措置を徹底すること。

【審議経過】

| 区分 | 年 月 日 | 審 議 事 項 |
|-----|-----------------|---------------|
| 審議会 | 令和 元年 6 月 26 日 | ・評価書案について諮問 |
| 審議会 | 令和 元年 9 月 27 日 | ・現地視察 |
| 部 会 | 令和 元年 11 月 22 日 | ・質疑及び審議 |
| 部 会 | 令和 元年 12 月 19 日 | ・質疑及び審議 |
| 部 会 | 令和 2年 1 月 14 日 | ・質疑及び審議 |
| 公聴会 | 令和 2年 1 月 28 日 | ・都民の意見を聴く会を開催 |
| 部 会 | 令和 2年 2 月 18 日 | ・総括審議 |
| 審議会 | 令和 2年 2 月 27 日 | ・答申（予定） |

「多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間）建設事業」特例環境配慮書に対する都民の意見書及び計画段階関係市長の意見

1 意見書等の件数

| | |
|------------|------|
| 都民からの意見書 | 7 件 |
| 関係市長等からの意見 | 3 件 |
| 合 計 | 10 件 |

2 都民からの主な意見

(1) 騒音・振動

・トンネル西側出口（聖ヶ丘）からは、トンネル内、車走行に起因する車騒音が放出されるが、この点について、何ら考えられていないように思われる。西側・聖ヶ丘四丁目南部には、この騒音が問題になるのは必至である。

そこで、少しでも低下させる為、西側走行車線（トンネル入口）の西側に、防音壁（住宅地の方が高い為、ある程度、高く、長さは、人家のない交差点方向に音が行くように、少なくとも、電車 2 両（40m）位は必要）を設置してもらいたい。

(2) 水循環

・トンネルの周囲に水捌けの良い砂利などを数メートル幅で全体を覆って、水を塞き止めるのではなく、積極的に環境を守る検討。連光寺の説明会で、トンネル工事に湧水が出たらゴムシートで対策する。との説明を含め、環境を守りたい住民の意見や要望に役立てていないように感じました。

・環境影響の予測・評価では、【環境配慮目標】として、トンネル掘削・トンネルの存在による地下水の水位、流況、湧水量、流動阻害の変化が著しい影響を及ぼさないことを掲げています。

また、【保全のための措置】としては「工事施工中は、湿地の流量、湿地周辺の地下水位をモニタリングする。」とあります。

しかし工事中だけのモニターでは、地下水流入などトンネルへの被害対策としては有効ですが、工事終了後の、周辺地域の地下水への影響は把握できません。

そのため、地下水の水位、流況、湧水量等、各事前調査を行ったポイントにおいて、工事後の一定期間のモニタリングの実施及びデータの公開を要望します。

・トンネルへの地下水流入が多い場合には止水対策を講じる考えが示されていますが、湧水量の減少など湿地への影響が生じた場合の対策は、全く示されていません。

水量の減少が確認された場合の対策案、実際に対策を行う場合のプロセスの公開性について、見解書の中で具体的にお示しいただきたい。

・モニタリングの実施計画、対策の要不要の判断、必要となった場合のモニタリング計画から対策の意思決定及び実施までのプロセスについて、担当所管（係レベルまで）を明確化するとともに、判断の基準、知見を求めた団体あるいは個人及び経緯について、web ページ等での公表を要望します。

(3) 生物・生態系

・環境影響の予測・評価では、【環境配慮目標】として、トンネル掘削・トンネルの存在による生息（育）環境及び陸水域生態系の変化が著しい影響を及ぼさないことを掲げています。

また【保全のための措置】としては、「工事施工中は、湿地の流量、湿地周辺の地下水位をモニタリングする。あわせて植生図を作成し、生息（育）環境及び陸水域生態系の変化の有無を把握する。」とあります。

しかし、上記の水循環同様、工事後のモニタリングは考えられていません。

説明会では「植生図については、湿地内のみ、木道からの目視程度の植生調査を行う。」とのことでした。また、この湿地が保全される決め手となった国のレッドデータリスト掲載種のうち最も絶滅が危惧される IA 類の陸生貝類については「調査を行う考えはない」とのことでした。

しかし、これらの陸生貝類の生息は土壌の乾湿に影響を受けるため、湧水の流入量の影響を間接的に受ける可能性があります。また、水生生物も湧水の流入量に直接的に影響を受けると考えられます。

特に、湿地は「連光寺・若葉台里山保全地域」の中でも、野生動植物保護地区に指定されています。工事はいきものに対し、水だけでなく騒音や振動の影響を与える可能性があることから、工事中、工事終了後も継続的ないきものを含めたモニタリングの実施及びデータの公開を要望します。

そのためにも、事後調査計画書の作成にあたっては、環境局総務部でなく、湿地保全に関わっている自然環境部緑環境課が積極的に関わる必要があります。

(4) 対象計画案

・特例環境配慮書では、「尾根幹線整備方針、多摩ニュータウン再生の方針に基づきつつも、既存計画（A案）のままでは保全地域の湿地直下となりトンネル掘削による湿地内の生物の生息（育）環境への影響が懸念される」とし、トンネル等区間 1.2km について、新たに湿地の南側ルート案（B案）を検討しています。

私たちは、A案と比較するならばB案を採用すべきとの立場ですが、B案に対しても懸念があります。

当該の湿地は、連光寺・若葉台里山保全地域 33ha のほんの一部ですが、多摩地域でも希少となったこの湿地環境には、保全すべき特徴的な生態系があります。

そして、その湿地が湿地であるために不可欠なのが地下水の供給ですが、周辺地域の急激な宅地化により、流入量はごく少ないのが現状です。

今後、間接的であっても工事が周辺地域の地下水環境に影響を与えることがあれば、湿地の水環境、生物生息（育）環境を劣化させかねないことを懸念し、意見申し上げます。

(5)その他

・「特例環境影響配慮書」には「地球温暖化／気候変動」および「都市気候（ヒートアイランド現象）」に関する記述が皆無である。両者が相まって気温上昇と夏の熱中症リスク増大を招いている現状を鑑みると、これら重要課題に対する検討も当然含めなければならない。もしこれらが検討されていれば、「緑地面積を増やして植栽を最大限に行う」「コンクリートやアスファルト被覆面積を抑制する」といった考慮がなされたはずである。

3 関係市長等からの意見

【稲城市長】

(1)環境保全について

工事の施行にあたり、大気汚染をはじめ、騒音・振動等への各種対策を講ずることにより、予測値は環境基準等を達成しており、沿道市民の健康の保護や生活環境の保全を確保した計画であると認識している。

今後、計画を進める上で、沿道市民等の意見に配慮するよう努め、供用開始後も一層の環境負荷の低減に取り組む等、沿道市民等に寄り添った事業となるよう努めて頂きたい。

また、本市では、平成 27 年 3 月に「生物多様性いなぎ戦略」を策定し、「多様な生きものが生息・生育する空間づくり」を基本的な考え方の一つとして、庁内外の関連主体と連携して取り組んでいる。今回の工事施行区域には、国内でも極めて希少な貝類をはじめ、多様な生物・生態系を有する東京都の保全地域である「連光寺・若葉台里山保全地域」が含まれているが、今後、計画を進める中で、計画区間内の生物・生態系の量と質にも配慮し、生物多様性の確保に努めて頂きたい。

その他、景観等の地域特性を踏まえ、沿道市民等から出された環境保全に関する意見については、今後計画を進める中で、これらを踏まえた検討を行い、対策を講じられるよう努めて頂きたい。

【多摩市長】

(1)大気汚染

大気汚染の予測値は評価の指標を満足しており、地域住民の健康の保護や生活環境の保全を維持した計画であると認識しています。

今後、計画を進める中で、トンネルの出入口において、自動車からの排出ガスによる影響をできる限り少なくする等、大気汚染対策の措置を行い、周辺環境への十分な配慮を願いたい。

(2)騒音・振動

騒音・振動の予測値は評価の指標を満足しており、地域住民の健康の保護や生活環境の保全を維持した計画であると認識しています。

今後、計画を進める中で工事中も含め、騒音・振動対策の措置を十分に行い、周辺環境への十分な配慮を願いたい。

(3)生物・生態系

多摩市では、平成 29 年 8 月に「多摩市生物多様性ガイドライン」を策定し、「都市でのくらし」を前提に、「もっと多摩の自然を楽しもう」、「様々な生き物と共存」を基本的な考え方として定めています。

今後、計画を進める中で、「多摩市生物多様性ガイドライン」を踏まえ、連光寺・若葉台里山保全地域などの現状の生態系や水循環の保全、また周囲の自然環境への影響など、生物多様性や自然環境の保全に配慮して頂きたい。

また、工事中についても生態系への影響が懸念されるため、十分に配慮して頂きたい。

工事中、工事後について、特例環境配慮書に記載された、「影響を及ぼす可能性は低いと予測している」ことを確認するためには一定期間の継続的な調査が必要であると考えます。今後、十分な評価が行えるよう関係機関や市民団体等と調整を図られるよう検討されたい。

(4) その他

地域住民から出された環境保全に関する意見については、今後計画を進める中で、これらを踏まえた検討を行い、対策を講じられるよう努めて頂きたい。

【川崎市長】

事業の実施に当たっては、項目ごとの予測・評価結果を踏まえ、環境保全対策として行うとしている事項を確実に実施し、環境負荷の低減に努める必要がある。

また、工事に当たっては交通安全を第一に考えるとともに、必要に応じ工事着手前に当市の周辺住民等に対しても工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知を図る必要がある。